

市区町村別集計項目（推進体制等）

市区町村別集計項目（推進体制等）													福岡県				
													市区町村数		60		
都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1			問2－1	問2－2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 （2024年4月1日現在で有効なもの）					
			担当課（室）名	所 属	事 務 所 掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3－1 有			問3－1 無	問4－1 有				問4－1 無	
								問3－2 条例名称	問3－2 公布日（西暦）	問3－2 施行日（西暦）	問3－3 現在の状況	問4－2 計画名称	問4－2 計画期間	問4－2 女性活躍推進法との関係	問4－3 計画策定の方法	問4－4 現在の状況	
						45	53	53				59					
40	100	北九州市	総務市民局女性の輝く社会推進室	1	1	1	1	北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例	2002年3月28日	2002年4月1日		第5次北九州市男女共同参画基本計画	2024年8月	～ 2028年3月	1	1	
40	130	福岡市	市民局男女共同参画部	1	1	1	1	福岡市男女共同参画を推進する条例	2004年3月29日	2004年4月1日		福岡市男女共同参画基本計画(第4次)	2021年4月	～ 2026年3月	1	1	
40	202	大牟田市	人権・同和・男女共同参画課	1	2	1	1	大牟田市男女共同参画推進条例	2006年1月4日	2006年4月1日		第4次おおむた男女共同参画プラン	2023年4月	～ 2028年3月	1	1	
40	203	久留米市	男女平等政策課	1	1	1	1	久留米市男女平等を進める条例	2002年9月30日	2003年4月1日		第4次久留米市男女共同参画行動計画	2021年4月	～ 2026年3月	1	1	
40	204	直方市	文化・スポーツ推進課男女共同参画推進係	2	1	1	1	直方市男女共同参画推進条例	2003年7月11日	2003年7月11日		第3次のおがた男女共同参画プラン	2018年4月	～ 2028年3月	1	1	
40	205	飯塚市	男女共同参画推進課	1	1	1	1	飯塚市男女共同参画推進条例	2007年7月10日	2007年10月1日		第2次飯塚市男女共同参画後期プラン	2022年4月	～ 2027年3月	1	1	
40	206	田川市	人権・同和対策課男女共同参画推進室	1	1	1	1	田川市男女共同参画推進条例	2004年7月5日	2004年8月1日		第2次田川市男女共同参画プラン	2017年4月	～ 2027年3月	1	1	
40	207	柳川市	人権・同和対策室	1	2	1	1	柳川市男女共同参画推進条例	2017年7月5日	2017年7月5日		第4次柳川市男女共同参画計画	2023年3月	～ 2028年3月	1	1	
40	210	八女市	人権・同和政策・男女共同参画推進課	1	2	1	1	八女市男女共同参画のまちづくり条例	2004年3月23日	2004年4月1日		第5次八女市男女共同参画行動計画	2021年4月	～ 2026年3月	1	1	
40	211	筑後市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	筑後市男女共同参画推進条例	2009年3月31日	2009年4月1日		第6次筑後市男女共同参画計画「ひろがり5」	2022年4月1日	～ 2027年3月31日	1	1	
40	212	大川市	企画課	1	2	1	1	大川市男女共同参画推進条例	2018年3月28日	2018年4月1日		第3次大川市男女共同参画計画	2021年4月	～ 2031年3月	1	1	
40	213	行橋市	総合政策課	1	2	1	1	行橋市男女共同参画を推進する条例	2003年12月24日	2004年4月1日		第3次行橋市男女共同参画プラン後期計画	2020年4月	～ 2025年3月	2	1	
40	214	豊前市	人権男女共同参画室	1	1	1	1	豊前市男女共同参画推進条例	2010年3月25日	2010年4月1日		第2次豊前市男女共同参画行動計画(後期計画)	2022年4月	～ 2027年3月	1	1	
40	215	中間市	人権男女共同参画課	1	1	1	1	中間市男女共同参画推進条例	2013年9月27日	2013年10月1日		中間市男女共同参画プラン	2024年4月	～ 2029年3月	1	1	
40	216	小都市	総務課ジェンダー平等・多文化共生推進室	1	2	1	1	小都市男女共同参画推進条例	2007年12月21日	2008年4月1日		第3次小都市男女共同参画計画	2024年	～ 2033年	1	1	
40	217	筑紫野市	人権政策・男女共同参画課	1	2	1	1	筑紫野市男女共同参画推進条例	2005年10月18日	2006年4月1日		第3次ちくしの男女共同参画プラン(後期)	2023年4月1日	～ 2028年3月31日	1	1	
40	218	春日市	人権男女共同参画課	1	2	1	1	春日市男女共同参画を推進する条例	2006年12月12日	2007年4月1日		第4次男女共同参画推進プラン	2021年4月1日	～ 2026年3月31日	1	1	
40	219	大野城市	人権男女共同参画課	1	1	1	1	大野城市男女共同参画条例	2006年3月30日	2006年4月1日		第5次大野城市男女共同参画基本計画	2023年4月	～ 2028年3月	1	1	
40	220	宗像市	男女共同参画推進課	1	1	1	1	宗像市男女共同参画推進条例	2004年3月31日	2004年4月1日		第3次宗像市男女共同参画プラン	2021年4月	～ 2026年3月	1	1	
40	221	太宰府市	人権政策課	1	2	1	1	太宰府市男女共同参画推進条例	2005年12月21日	2006年4月1日		第3次太宰府市男女共同参画プラン	2023年4月	～ 2028年3月	1	1	
40	223	古賀市	人権センター	1	1	1	1	古賀市男女平等をめざす基本条例	2004年12月21日	2005年4月1日		第3次古賀市男女共同参画計画	2022年4月1日	～ 2032年3月31日	1	1	
40	224	福津市	福津市 男女共同参画推進室	1	1	1	1	福津市男女がともに歩むまちづくり基本条例	2005年1月24日	2005年1月24日		第2次男女共同参画プラン・ふくつ	2017年4月1日	～ 2027年3月31日	1	2	
40	225	うきは市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	うきは市男女共同参画推進条例	2006年6月30日	2006年6月30日		第2次うきは市男女共同参画基本計画	2016年4月	～ 2026年3月	1	1	
40	226	宮若市	宮若市役所 保護人権課	1	2	1	2				2	第2次宮若市男女共同参画基本計画	2018年4月	～ 2027年3月	1	1	
40	227	嘉麻市	男女共同参画推進課	1	1	1	1	嘉麻市男女共同参画推進条例	2010年6月29日	2010年12月28日		第3次嘉麻市男女共同参画社会基本計画	2022年4月1日	～ 2027年3月31日	1	1	
40	228	朝倉市	男女共同参画推進室	1	2	1	1	朝倉市男女共同参画のまちづくり条例	2007年12月28日	2008年4月1日		第4次朝倉市男女共同参画推進計画	2022年4月	～ 2027年3月	1	1	
40	229	みやま市	人権・同和対策室	1	2	1	1	みやま市男女共同参画推進条例	2015年3月27日	2015年4月1日		第2次みやま市男女共同参画基本計画	2021年4月1日	～ 2030年3月31日	2	1	
40	230	糸島市	地域振興部 人権・男女共同参画推進課	1	2	1	1	糸島市男女共同参画社会推進条例	2010年3月31日	2010年4月1日		第3次糸島市男女共同参画社会基本計画	2021年4月1日	～ 2026年3月31日	1	1	
40	231	那珂川市	人権政策課 人権同和政策・男女共同参画担当	1	2	1	1	那珂川市男女共同参画推進条例	2005年3月7日	2005年4月1日		那珂川市男女共同参画プラン	2023年4月1日	～ 2032年3月31日	1	1	
40	341	宇美町	地域コミュニティ課	1	2	2	1	宇美町男女共同参画推進条例	2017年12月8日	2017年12月8日		第4次男女共同参画うみプラン	2023年4月1日	～ 2028年3月31日	1	1	
40	342	篠栗町	まちづくり課	1	2	2	1	篠栗町男女共同参画推進条例	2023年3月13日	2023年3月13日		第2次篠栗町男女共同参画計画	2022年4月	～ 2027年3月	1	1	
40	343	志免町	まちの魅力推進課	1	2	1	1	志免町男女共同参画推進条例	2014年3月25日	2014年4月1日		第2次志免町男女共同参画行動計画	2015年4月	～ 2025年3月	1	1	

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	問1			問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2024年4月1日現在で有効なもの)					
			担当課(室)名	所 属	事 務 所 掌	庁 内 連 絡 会 議 の 有 無	諮 問 機 関 の 有 無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無	
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の 状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間		問4-2 女性活 躍推進 法との 関係	問4-3 計画策定 の方法	問4-4 現在の 状況
40	344	須恵町	まちづくり課	1	2	2	2				2	須恵町男女共同参画計画	2019年4月 ～ 2029年3月		1	1	
40	345	新宮町	総務課 人権推進室	1	2	2	1	新宮町男女共同参画推進条例	2014年3月24日	2014年3月24日		第3次新宮町男女共同参画基本計画	2024年4月 ～ 2028年3月		1	1	
40	348	久山町	総務課	1	2	2	2				4	第2次久山町男女共同参画基本計画	2022 ～ 2027		2	1	
40	349	粕屋町	協働のまちづくり課	1	2	2	1	粕屋町男女共同参画推進条例	2015年12月25日	2015年12月25日		粕屋町男女共同参画計画	2020年4月 ～ 2025年3月		1	1	
40	381	芦屋町	生涯学習課	2	2	2	1				2	第3次芦屋町男女共同参画推進プラン	2023年4月 ～ 2033年3月		1	1	
40	382	水巻町	地域づくり課 地域協働係	1	2	1	1				4	第3次みずまき男女共同参画プラン	2019年4月1日 ～ 2029年3月31日		1	1	
40	383	岡垣町	福祉課	1	2	1	1	岡垣町男女共同参画-ともに支えあい、ともに輝く-まちづくり条例	2004年3月25日	2004年3月25日		岡垣町第3次男女共同参画基本計画	2021年4月 ～ 2031年3月		1	1	
40	384	遠賀町	住民課	1	2	1	1	遠賀町男女共同参画推進条例	2012年12月19日	2013年4月1日		第3次遠賀町男女共同参画社会推進計画	2020年4月1日 ～ 2030年3月31日		1	1	
40	401	小竹町	総務課	1	2	2	2										1
40	402	鞍手町	福祉人権課	1	2	1	1	鞍手町男女共同参画推進条例	2008年12月18日	2009年4月1日		第4次鞍手町男女共同参画基本計画	2024年4月 ～ 2028年3月		1	1	
40	421	桂川町	健康福祉課	1	2	1	1	桂川町男女共同参画推進条例	2017年3月24日	2017年3月24日		桂川男女共同参画基本計画	2021/4/1 ～ 2026/3/31		1	1	
40	447	筑前町	企画課	1	2	1	1	筑前町男女共同参画推進条例	2006年3月14日	2006年4月1日		第4次筑前町男女共同参画プラン	2021年4月1日 ～ 2026年3月31日		1	1	
40	448	東峰村	住民福祉課	1	2	1	1	東峰村男女共同参画のむらづくり条例	2010年1月6日	2010年4月1日		第3次東峰村男女共同参画のむらづくり計画	2020 ～ 2024		1	2	
40	503	大刀洗町	地域振興課	1	2	1	1	大刀洗町男女共同参画推進条例	2009年12月28日	2010年4月1日		第2次大刀洗町男女共同参画計画	2021年4月1日 ～ 2031年3月31日		1	1	
40	522	大木町	地域づくり課	1	2	1	1	大木町男女が認め合い社会参画を推進する条例	2018年12月10日	2019年4月1日		第3次大木町男女共同参画推進計画	2023年4月 ～ 2027年3月		1	1	
40	362	広川町	生涯学習課 人権・同和对策係	1	2	1	2	広川町男女共同参画推進条例	2014年12月9日	2015年4月1日		第2期広川町男女共同参画基本計画	2021年4月 ～ 2026年3月		1	1	
40	601	香春町	総務課	1	2	2	1	香春町男女共同参画推進条例	2008年10月1日	2008年10月1日		第3次香春町男女共同参画基本計画	2024年4月 ～ 2029年3月		1	1	
40	602	添田町	総務課	1	1	1	1	添田町男女共同参画推進条例	2010年12月20日	2010年12月20日		第3次添田町男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ～ 2027年3月31日		1	1	
40	604	糸田町	人権推進課	1	2	1	1	糸田町男女共同参画推進条例	2006年9月20日	2006年9月20日		第4次糸田町男女共同参画基本計画	2024年4月1日 ～ 2029年3月31日		1	1	
40	324	川崎町	人権推進課	1	2	1	1	川崎町男女共同参画推進条例	2009年9月21日	2009年10月1日		第3次川崎町男女共同参画プラン	2021年4月1日 ～ 2026年3月31日		1	1	
40	608	大任町	総務企画財政課	1	2	2	2	大任町男女共同参画推進条例	2010年12月20日	2010年12月20日		第3次大任町男女共同参画基本計画	2022年10月 ～ 2027年10月		1	1	
40	609	赤村	総務課	1	1	2	1	赤村男女共同参画のむらづくり条例	2011年3月15日	2011年4月1日		第3次赤村男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ～ 2027年3月31日		2	1	
40	610	福智町	人権推進課	1	2	2	1	福智町男女共同参画推進条例	2009年3月12日	2009年6月1日		第3次福智町男女共同参画基本計画	2022年4月 ～ 2027年3月		1	1	
40	621	苅田町	住民課人権男女共同参画室	1	2	1	1	苅田町男女共同参画推進条例	2007年6月20日	2007年7月1日		第3次苅田町男女共同参画行動計画	2023年4月 ～ 2033年3月		1	1	
40	625	みやこ町	人権男女共同参画室	1	2	2	2	みやこ町男女共同参画推進条例	2011年3月14日	2011年3月14日		第2次みやこ町男女共同参画基本計画	2018年3月 ～ 2027年3月		1	1	
40	642	吉富町	住民課	1	2	1	1				2	第3次吉富町男女共同参画基本計画	2024年4月 ～ 2034年3月		1	1	
40	646	上毛町	住民課	1	2	2	1	上毛町男女共同参画推進条例	2024年4月1日	2024年4月1日		第2次上毛町男女共同参画基本計画	2024年4月 ～ 2034年3月		1	1	
40	647	築上町	人権課	1	1	2	1	築上町男女共同参画推進条例	2009年9月18日	2009年9月18日		第3次築上町男女共同参画推進基本計画	2023年4月1日 ～ 2028年3月31日		1	1	

<選択肢回答>

所属

1 首長部局

2 教育委員会

事務所掌

1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課

2 1ではない

庁内連絡会議

1 有

2 無

諮問機関

1 有

2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

1 2025年3月末までの制定を目的に検討中

2 2024年度以降の制定を目的に検討中

3 その他

4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

1 一体

2 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

1 単独計画として策定

2 総合計画の一部として策定

現在の状況

1 策定予定有

2 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6－1		問6－4 所在地等						問6－3 施設 形態		問6－5 管理・運営主体					
													施設管理			事業運営		
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単 独	複 合	直 営	指定 管理者	そ の 他	直 営	指定 管理者	そ の 他	
			19							6	13	14	4	1	14	2	1	
40	100	北九州市	北九州市立男女共同参画センター	ムーブ	803-0814	北九州市小倉北区大手町11-4	093-583-3939	093-583-5107	https://www.kitakyu-move.jp/	○			○					
40	130	福岡市	福岡市男女共同参画推進センター	アミカス	815-0083	福岡市南区高宮3-3-1	092-526-3755	092-526-3766	https://www.city.fukuoka.lg.jp/amikas/		○		○		○			
40	202	大牟田市	大牟田市男女共同参画センター		836-0862	福岡県大牟田市原山町13-3	0944-41-2611	0944-41-2869	https://www.city.omuta.lg.jp/kiji0034165/index.html		○	○			○			
40	203	久留米市	久留米市男女平等推進センター		830-0037	福岡県久留米市諏訪野町1830-6	0942-30-7800	0942-30-7811	https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1500soshiki/9034danjo-o-c/		○	○			○			
40	204	直方市	直方市男女共同参画センター		822-0026	福岡県直方市津田町7-20	0949-25-2244	0949-25-2229	https://www.city.nogata.fukuoka.jp/shisei/_1242/_2793/_2707.html	○		○			○			
40	205	飯塚市	飯塚市男女共同参画推進センター	サクス	820-0041	飯塚市飯塚14番67号	0948-22-7058	0948-22-3609	https://www.city.iizuka.lg.jp/		○	○			○			
40	206	田川市	田川市男女共同参画センター	ゆめっせ	826-0032	福岡県田川市平松町3番36号	0947-85-7134	0947-44-0888	https://www.joho.tagawa.fukuoka.jp/		○	○			○			
40	207	柳川市																
40	210	八女市																
40	211	筑後市																
40	212	大川市																
40	213	行橋市	行橋市男女共同参画センター	る～ぶる	824-0005	福岡県行橋市中央一丁目9番3号(コスメイト行橋1階)	0930-26-2232	0930-26-2232	https://www.city.yukuhashi.fukuoka.jp/site/danjokyodo/		○	○			○			
40	214	豊前市	ハートピアぶぜん		828-8501	福岡県豊前市大字吉木955番地	0979-82-0509	0979-82-0509	https://www.city.buzen.lg.jp/sisetu/roudousya/hatopiabuzen.html	○		○			○			
40	215	中間市																
40	216	小郡市																
40	217	筑紫野市	筑紫野市男女共同推進センター	ら～ふる	818-0057	福岡県筑紫野市二日市南1-9-3	092-918-1311	092-921-8666	https://www.city.chikushino.fukuoka.jp/soshiki/9/3149.html		○	○			○			
40	218	春日市	春日市男女共同参画・消費生活センター	じよなさん	816-0806	福岡県春日市光町1-73	092-584-1201	092-584-1181	https://www.city.kasuga.fukuoka.jp/kurashi/danjo/danjo/1010063/index.html		○	○			○			
40	219	大野城市	大野城まどかぴあ男女平等推進センター	アスカラ	816-0934	福岡県大野城市曙町2丁目3番1号	092-586-4030	092-586-4031	https://www.madokapia.or.jp/danjo_byodo/		○		○			○		
40	220	宗像市	宗像市男女共同参画推進センター	ゆい	811-3437	福岡県宗像市久原180	0940-36-0250	0940-36-0269	https://city-munakata.lg.jp/map/220/030/21501210137.html		○			○			○	
40	221	太宰府市	太宰府市男女共同参画推進センタールミナス	ルミナス	818-0102	福岡県太宰府市白川2番2号	092-925-5404	092-925-5404	https://dazaifu-ruminas.jp/	○			○			○		

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6－1		問6－4 所在地等						問6－3 施設 形態		問6－5 管理・運営主体					
					施設管理		事業運営											
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単 独	複 合	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	
40	223	古賀市																
40	224	福津市																
40	225	うきは市	うきは市男女共同参画センター	だんだん	839-1401	福岡県うきは市浮羽町朝田582番地1	0943-77-2661	0943-77-5557			○	○						
40	226	宮若市																
40	227	嘉麻市																
40	228	朝倉市	朝倉市男女共同参画センター	あすみん	838-1592	福岡県朝倉市杷木池田483-1	0946-28-7595	0946-63-3569	https://www.city.asakura.lg.jp/www/genre/1000000000141/index.html			○	○			○		
40	229	みやま市																
40	230	糸島市	糸島市男女共同参画センター ラホール	ラホール	819-1148	福岡県糸島市神在西三丁目1番5号	092-324-2800	092-324-2800	https://www.city.itoshima.lg.jp/s019/010/010/010/010/index.html	○			○			○		
40	231	那珂川市	那珂川市男女共同参画推進センター あいなか	あいなか	811-1242	福岡県那珂川市西隈1丁目1-1			https://www.city.nakagawa.lg.jp/soshiki/9/ainaka-center.html			○	○			○		
40	341	宇美町																
40	342	篠栗町																
40	343	志免町																
40	344	須恵町																
40	345	新宮町																
40	348	久山町																
40	349	粕屋町																
40	381	芦屋町																
40	382	水巻町																
40	383	岡垣町																
40	384	遠賀町																
40	401	小竹町																
40	402	鞍手町																
40	421	桂川町																
40	447	筑前町	筑前町男女共同参画センター	リブラ	838-0816	福岡県朝倉郡筑前町新町440	0946-22-3996	0946-23-1533	https://www.town.chikuzen.fukuoka.jp	○			○			○		
40	448	東峰村																
40	503	大刀洗町																
40	522	大木町																
40	362	広川町																
40	601	香春町																
40	602	添田町																
40	604	糸田町																
40	324	川崎町																
40	608	大任町																
40	609	赤村																
40	610	福智町																
40	621	苅田町																
40	625	みやこ町																
40	642	吉富町																
40	646	上毛町																
40	647	築上町																

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2024年4月1日現在で開設済の施設）															
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業										
					常勤（雇用）の定員が ない職員	非常勤（雇用）の定員が ある職員		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他	
			19						19	19	18	17	7	11	7	3	5	
40	100	北九州市	北九州市立男女共同参画センター	1995年7月1日	21	0	252,088	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	利用者を対象とした託児サービスの実施
40	130	福岡市	福岡市男女共同参画推進センター	1988年11月2日	7	13	120,439	○	○	○	○		○	○	○			地域の男女共同参画推進組織の支援
40	202	大牟田市	大牟田市男女共同参画センター	1992年4月1日	2	2	1,657	○	○	○	○	○				○		
40	203	久留米市	久留米市男女平等推進センター	2001年5月1日	4	12	18,369	○	○	○	○		○				○	
40	204	直方市	直方市男女共同参画センター	2012年4月1日	4	0	1,106	○	○	○					○			
40	205	飯塚市	飯塚市男女共同参画推進センター	1996年4月26日	2	2	4,399	○	○	○	○							
40	206	田川市	田川市男女共同参画センター	1998年4月1日	4	4	20,548	○	○	○	○	○	○			○		
40	207	柳川市																
40	210	八女市																
40	211	筑後市																
40	212	大川市																
40	213	行橋市	行橋市男女共同参画センター	2005年6月23日	0	3	8,874	○	○	○	○	○	○					
40	214	豊前市	ハートピアぶぜん	2011年4月1日	0	4	6,055	○	○	○	○		○					
40	215	中間市																
40	216	小郡市																
40	217	筑紫野市	筑紫野市男女共同推進センター	2001年5月1日	3	3	2,744	○	○	○	○		○	○				
40	218	春日市	春日市男女共同参画・消費生活センター	2012年3月1日	5	1	4,482	○	○	○	○	○					○	
40	219	大野城市	大野城まどかぴあ男女平等推進センター	1996年7月27日	6	5	14,035	○	○	○	○		○	○				
40	220	宗像市	宗像市男女共同参画推進センター	1998年1月22日	4	3	3,302	○	○	○	○							
40	221	太宰府市	太宰府市男女共同参画推進センタールミナス	2016年4月1日	2	10	16,742	○	○		○		○					託児室運営
40	223	古賀市																
40	224	福津市																
40	225	うきは市	うきは市男女共同参画センター	2011年4月1日	1	3	13,392	○	○	○								
40	226	宮若市																
40	227	嘉麻市																
40	228	朝倉市	朝倉市男女共同参画センター	2020年4月1日	4	3	1,336	○	○	○	○			○				
40	229	みやま市																
40	230	糸島市	糸島市男女共同参画センター ラポール	2010年1月1日	0	4	10,888	○	○	○	○							
40	231	那珂川市	那珂川市男女共同参画推進センター あいなか	2011年4月1日	0	0	0	○	○	○	○	○	○	○				
40	341	宇美町																

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2024年4月1日現在で開設済の施設）														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					常勤の定員(任用職員)	非常勤(雇用)期間の定めがある職員		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
40	342	篠栗町															
40	343	志免町															
40	344	須恵町															
40	345	新宮町															
40	348	久山町															
40	349	粕屋町															
40	381	芦屋町															
40	382	水巻町															
40	383	岡垣町															
40	384	遠賀町															
40	401	小竹町															
40	402	鞍手町															
40	421	桂川町															
40	447	筑前町	筑前町男女共同参画センター	2012年4月1日	0	3	7,816	○	○	○	○	○					
40	448	東峰村															
40	503	大刀洗町															
40	522	大木町															
40	362	広川町															
40	601	香春町															
40	602	添田町															
40	604	糸田町															
40	324	川崎町															
40	608	大任町															
40	609	赤村															
40	610	福智町															
40	621	苅田町															
40	625	みやこ町															
40	642	吉富町															
40	646	上毛町															
40	647	築上町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首 長、自 治 会 長 等 の 状 況（2024年7月1日現在）														
			問7-1			市 区 長 数	うち 女性 市区 長数	女性 比率 （%）	副 市 区 長 数	うち 女性 副市区 長数	女性 比率 （%）	町 村 長 数	うち 女性 町村 長数	女性 比率 （%）	副 町 村 長 数	うち 女性 副町 村長数	女性 比率 （%）	自 治 会 長 数	うち 女性 自治 会長数	女性 比率 （%）
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態															
				12		29	1	3.4	37	5	13.5	31	1	3.2	27	0	0.0	7,855	859	10.9
40	100	北九州市				1	0	0.0	3	1	33.3							2754	536	19.5
40	130	福岡市				1	0	0.0	3	1	33.3							152	12	7.9
40	202	大牟田市				1	0	0.0	2	1	50.0							342	67	19.6
40	203	久留米市	1988年10月1日	久留米女性憲章	1	1	0	0.0	2	0	0.0							667	60	9.0
40	204	直方市				1	0	0.0	1	1	100.0							101	3	3.0
40	205	飯塚市				1	0	0.0	2	1	50.0							270	17	6.3
40	206	田川市				1	0	0.0	1	0	0.0							99	6	6.1
40	207	柳川市				1	0	0.0	1	0	0.0							324	9	2.8
40	210	八女市	2007年3月24日	八女市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							183	2	1.1
40	211	筑後市				1	0	0.0	1	0	0.0							75	2	2.7
40	212	大川市				1	0	0.0	2	0	0.0							50	0	0.0
40	213	行橋市	2005年11月5日	ともに輝く男女共同参画都市ゆくはし宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							183	2	1.1
40	214	豊前市				1	0	0.0	0	0								126	1	0.8
40	215	中間市				1	0	0.0	1	0	0.0							61	10	16.4
40	216	小郡市				1	0	0.0	1	0	0.0							62	1	1.6
40	217	筑紫野市	2003年2月16日	筑紫野市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							82	6	7.3
40	218	春日市	1999年9月24日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							35	3	8.6
40	219	大野城市	1997年6月18日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							28	2	7.1
40	220	宗像市				1	1	100.0	1	0	0.0							141	12	8.5
40	221	太宰府市				1	0	0.0	1	0	0.0							44	5	11.4
40	223	古賀市				1	0	0.0	1	0	0.0							47	5	10.6
40	224	福津市	2003年9月20日	福津市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							103	9	8.7
40	225	うきは市				1	0	0.0	1	0	0.0							11	1	9.1
40	226	宮若市				1	0	0.0	1	0	0.0							85	2	2.4
40	227	嘉麻市				1	0	0.0	1	0	0.0							110	14	12.7
40	228	朝倉市				1	0	0.0	1	0	0.0							224	6	2.7
40	229	みやま市				1	0	0.0	1	0	0.0							150	0	0.0
40	230	糸島市	2016年3月25日	糸島市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							164	4	2.4
40	231	那珂川市	2006年11月23日	那珂川市男女共同参画都市宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0							37	1	2.7
40	341	宇美町										1	0	0.0	2	0	0.0	48	3	6.3
40	342	篠栗町										1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
40	343	志免町										1	0	0.0	1	0	0.0	30	4	13.3
40	344	須恵町										1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0
40	345	新宮町										1	0	0.0	1	0	0.0	24	1	4.2
40	348	久山町										1	0	0.0	1	0	0.0	124	21	16.9
40	349	粕屋町										1	0	0.0	1	0	0.0	24	1	4.2
40	381	芦屋町										1	0	0.0	1	0	0.0	30	4	13.3
40	382	水巻町										1	0	0.0	1	0	0.0	31	2	6.5
40	383	岡垣町										1	0	0.0	1	0	0.0	56	0	0.0
40	384	遠賀町										1	0	0.0	1	0	0.0	23	2	8.7
40	401	小竹町										1	1	100.0	0	0		18	1	5.6
40	402	鞍手町										1	0	0.0	1	0	0.0	42	0	0.0
40	421	桂川町										1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況（2024年7月1日現在）														
			問7-1			市区長数	うち 女性市区長数	女性比率 (%)	副市区長数	うち 女性副市区長数	女性比率 (%)	町村長数	うち 女性町村長数	女性比率 (%)	副町村長数	うち 女性副町村長数	女性比率 (%)	自治会長数	うち 女性自治会長数	女性比率 (%)
			宣言年月日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態															
40	447	筑前町										1	0	0.0	1	0	0.0	51	0	0.0
40	448	東峰村										1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
40	503	大刀洗町										1	0	0.0	1	0	0.0	25	0	0.0
40	522	大木町										1	0	0.0	1	0	0.0	46	0	0.0
40	362	広川町										1	0	0.0	0	0		0	0	
40	601	香春町										1	0	0.0	1	0	0.0	43	2	4.7
40	602	添田町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	1	2.9
40	604	糸田町	2019年2月5日	女性大活躍推進宣言(女性の大活躍推進福岡県会議)	1							1	0	0.0	0	0		21	2	9.5
40	324	川崎町										1	0	0.0	1	0	0.0	42	3	7.1
40	608	大任町										1	0	0.0	0	0		1	0	0.0
40	609	赤村										1	0	0.0	0	0		7	0	0.0
40	610	福智町										1	0	0.0	1	0	0.0	81	5	6.2
40	621	苅田町	2005年12月4日	苅田町男女共同参画都市宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	48	2	4.2
40	625	みやこ町										1	0	0.0	1	0	0.0	113	2	1.8
40	642	吉富町										1	0	0.0	1	0	0.0	20	1	5.0
40	646	上毛町										1	0	0.0	1	0	0.0	41	0	0.0
40	647	築上町	2007年6月5日	男女共同参画推進宣言の町	2							1	0	0.0	1	0	0.0	66	4	6.1

- <選択肢回答>
- 男女共同参画に関する宣言
- 宣言の形態
- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

		調査時点コード		1	2024年4月1日		2	その他																									
都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値								問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					問9-1					調査時点コード							
		問8-1				問8-2															(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)									
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)		審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他	
					1,852	1,631	21,600	7,703	35.7		1,727	1,576	20,465	7,091	34.6	335	237	1,926	445	23.1	1,181	222	18.8	1,232	223	18.1							
	小計										1,719	1,568	19,872	6,915	34.8	326	237	1,899	445	23.4													
40	100	北九州市	50.0	2028年6月	市付属機関等における女性委員の比率:50%維持(令和10年度まで)	83	83	1,439	739	51.4	法律又は法令により設置されている審議会等、条例・規則等により設置されている会議等	66	66	1,271	645	50.7	6	4	104	19	18.3	60	25	41.7	61	25	41.0	2	2024年6月1日	2	2024年6月1日	2	2024年6月1日
40	130	福岡市	40.0	2025年8月		48	48	822	328	39.9	法律・法令および条例に基づき設置されている審議会等(行政委員会を除く)	71	71	1,498	550	36.7	6	5	98	19	19.4	48	6	12.5	49	6	12.2	2	2024年8月1日	2	2024年8月1日	2	2024年8月1日
40	202	大牟田市	40.0	2028年3月		48	43	491	173	35.2	地方自治法第202条の3(法令・条例)に基づいて設置されている審議会	48	43	491	173	35.2	6	4	31	7	22.6						1		1		1		
40	203	久留米市	50.0	2025年4月		100	100	1,479	678	45.8	附属機関並びに要綱及び規定により設置された審議会、委員会、協議会、その他の審議会、研究、審議、協議等の為の機関	71	71	1,021	466	45.6	6	5	49	14	28.6	38	11	28.9	39	11	28.2	1		1		1	
40	204	直方市	40.0	2028年3月		46	41	623	228	36.6	地方自治法第202条の3、第180条の5その他の審議会・委員	34	31	412	143	34.7	6	5	37	8	21.6	31	4	12.9	32	4	12.5	1		1		1	
40	205	飯塚市		2026年4月	40%～60%	84	83	1,480	563	38.0	地方自治法第202条の3に基づくもののほか市民参画による6審議会	78	78	905	342	37.8	6	5	41	12	29.3	36	10	27.8	37	10	27.0	1		1		1	
40	206	田川市	35.0	2027年3月		36	34	353	108	30.6	法令、条例により設置されている審議会等	36	34	353	108	30.6	6	6	34	10	29.4	28	2	7.1	29	2	6.9		1		1		
40	207	柳川市	30.0	2028年3月		39	33	547	124	22.7	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会	39	33	547	124	22.7	6	3	35	4	11.4	27	2	7.4	28	2	7.1	1		1		1	
40	210	八女市	40.0	2026年3月		41	41	528	171	32.4	地方自治法第180条の5Iに基づく委員会等及び第202条の3Iに基づく審議会等	35	35	488	164	33.6	6	6	40	7	17.5	26	7	26.9	27	7	25.9	1		1		1	
40	211	筑後市	35.0	2027年3月	R6～R8の平均	29	29	323	115	35.6	地方自治法第202条の3Iに基づく審議会	29	29	323	115	35.6	6	5	32	8	25.0	27	5	18.5	28	5	17.9	1		1		1	
40	212	大川市	40.0	2026年3月		16	13	178	49	27.5	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	16	13	178	49	27.5	6	5	30	7	23.3						1		1		1		
40	213	行橋市	40.0	2024年3月		63	53	1,013	351	34.6	地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する付属機関、規則や要綱・規程等により設置された協議会等会合	27	24	231	63	27.3	6	4	28	8	28.6	26	5	19.2	27	5	18.5	1		1		1	
40	214	豊前市				0	0	0	0			23	20	224	67	29.9	6	5	28	8	28.6	16	2	12.5	17	2	11.8	1		1		1	
40	215	中間市				0	0	0	0			36	33	532	191	35.9	6	5	23	8	34.8	30	4	13.3	31	4	12.9	1		1		1	
40	216	小郡市	40.0	2034年3月		40	27	320	117	36.6	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	29	27	320	117	36.6	6	4	44	11	25.0	22	5	22.7	23	5	21.7	1		1		1	
40	217	筑紫野市	40.0	2028年3月		36	33	363	134	36.9	地方自治法第202条の3Iに基づくもの	36	33	363	134	36.9	5	5	34	8	23.5	23	2	8.7	24	2	8.3	1		1		1	
40	218	春日市				0	0	0	0			24	23	260	73	28.1	5	4	23	9	39.1	19	2	10.5	20	2	10.0	2	2024年6月1日	2	2024年6月1日	1	
40	219	大野城市	50.0	2028年3月		60	60	835	383	45.9	地方自治法第202条の3Iに基づく審議会等	33	32	316	137	43.4	5	5	26	7	26.9	30	9	30.0	31	9	29.0	1		1		1	
40	220	宗像市	40.0	2026年3月		43	43	447	165	36.9	市の各種審議会等(広域設置を除く)	43	43	447	165	36.9	6	5	28	9	32.1	37	8	21.6	38	8	21.1	1		1		1	
40	221	太宰府市	40.0	2027年4月		44	41	393	107	27.2	地方自治法180条の5、第202条の3Iに基づく審議会等	33	31	320	90	28.1	5	4	28	5	17.9	2	0	0.0	3	0	0.0	1		1		1	
40	223	古賀市	50.0	2032年3月		60	24	215	97	45.1	地方自治法第180条の5、第202条の3Iに基づく審議会等	25	25	240	104	43.3	5	3	28	5	17.9	24	7	29.2	25	7	28.0	1		1		1	
40	224	福津市				0	0	0	0			55	53	635	256	40.3	6	5	27	7	25.9	27	4	14.8	28	4	14.3	1		1		1	
40	225	うきは市	40.0	2026年3月		35	35	441	163	37.0		16	15	212	69	32.5	6	5	33	10	30.3	34	9	26.5	35	9	25.7	1		1		1	
40	226	宮若市				0	0	0	0			13	11	144	45	31.3	6	3	31	5	16.1						1		1		1		
40	227	嘉麻市	50.0	2027年3月		47	46	525	209	39.8	地方自治法第202条の3Iに基づく審議会等	47	46	525	209	39.8	6	5	32	9	28.1	25	9	36.0	26	9	34.6	1		1		1	
40	228	朝倉市	40.0	2027年3月		66	56	991	342	34.5	地方自治法第202条の3、第180条の5、その他要綱・規定等で設置している朝倉市の審議会等	31	28	360	127	35.3	6	3	38	5	13.2						1		1		1		
40	229	みやま市	30.0	2030年3月		26	23	238	75	31.5	地方自治法第202条の3及び180条の5Iに基づく委員会等	20	18	204	65	31.9	6	5	35	10	28.6	20	5	25.0	21	5	23.8	1		1		1	
40	230	糸島市	40.0	2026年3月		38	37	466	150	32.2		38	37	466	150	32.2	6	4	35	7	20.0	45	11	24.4	46	11	23.9	1		1		1	
40	231	那珂川市	40.0	2028年3月		42	38	413	146	35.4	202条の3,180条の5、要綱の審議会等	14	14	181	64	35.4	5	3	21	6	28.6	25	5	20.0	26	5	19.2	1		2	2024年9月25日	2	2024年9月25日
40	341	宇美町	40.0	2028年3月		21	18	197	57	28.9	地方自治法第202条の3Iに基づく審議会等と同じ	21	18	197	57	28.9	5	3	27	6	22.2	17	3	17.6	18	3	16.7	1		1		1	
40	342	篠栗町	40.0	2027年3月	0.4	20	19	203	59	29.1	地方自治法第202条に基づく審議会等	19	17	189	54	28.6	6	3	31	9	29.0	27	3	11.1	28	3	10.7	1		1		1	

都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値								問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				問9-1						調査時点コード							
		問8-1				問8-2													(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)										
		目標値 (%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員数	女性比率(%)		審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他
40384	遠賀町	40.0	2025年3月		36	35	305	111	36.4	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等(広域審議会を除く)	36	35	305	111	36.4	5	3	28	5	17.9	24	6	25.0	25	6	24.0	1		1		1	
40401	小竹町	40.0	2024年3月		31	30	262	84	32.1		26	26	242	79	32.6	5	4	21	5	23.8	25	3	12.0	26	4	15.4	1		1		1	
40402	鞍手町	40.0	2028年3月	委員全体の4割を目標とすること。	34	25	326	80	24.5	地方自治法(第202条の3)に基づくもの	34	25	326	80	24.5	5	2	31	7	22.6	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1	
40421	桂川町	30.0	2026年3月		17	16	197	46	23.4		17	16	197	46	23.4	6	4	31	8	25.8	22	3	13.6	23	3	13.0	1		1		1	
40447	筑前町	42.0	2026年3月		31	28	408	158	38.7	地方自治法第202条の3	31	28	408	158	38.7	5	4	32	7	21.9	14	1	7.1	15	1	6.7	1		1		1	
40448	東峰村	30.0	2022年4月		25	16	284	52	18.3		11	8	112	25	22.3	4	3	25	4	16.0	8	0	0.0	9	0	0.0	1		1		1	
40503	大刀洗町	50.0	2031年3月		26	19	252	66	26.2	町が設置する全ての審議会・委員会	6	4	61	7	11.5	5	3	34	4	11.8	19	1	5.3	20	1	5.0	1		1		1	
40522	大木町	40.0	2027年3月		22	21	190	66	34.7		7	7	76	21	27.6	6	5	33	8	24.2	28	7	25.0	29	7	24.1	1		1		2	2023年4月1日
40362	広川町	30.0	2028年3月		36	29	241	65	27.0		16	11	123	27	22.0	6	4	30	7	23.3	22	1	4.5	23	1	4.3	1		1		1	
40601	香春町				0	0	0	0			9	4	91	16	17.6	5	3	30	7	23.3	7	0	0.0	8	0	0.0	1		1		1	
40602	添田町	26.0	2027年3月		34	24	253	54	21.3	条例・規則等により設置されている会議等	31	24	233	58	24.9	6	6	35	9	25.7	8	1	12.5	9	1	11.1	1		1		1	
40604	糸田町	30.0	2029年3月		14	14	128	48	37.5		19	16	172	53	30.8	5	4	23	8	34.8	9	0	0.0	10	0	0.0	1		1		1	
40324	川崎町				0	0	0	0			15	13	116	32	27.6	5	3	26	6	23.1	9	1	11.1	10	1	10.0	1		1		1	
40608	大任町				0	0	0	0			9	5	78	13	16.7	5	3	23	6	26.1	14	0	0.0	15	0	0.0	1		1		1	
40609	赤村				0	0	0	0			9	7	67	17	25.4	5	4	25	9	36.0							1		1			
40610	福智町	30.0	2027年3月		25	17	184	37	20.1		19	13	154	31	20.1	6	4	30	6	20.0	15	1	6.7	16	1	6.3	2	2022年4月1日	1		1	
40621	苅田町	40.0	2028年3月		32	29	395	130	32.9	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会(広域を除く)	32	29	395	130	32.9	5	3	20	4	20.0	24	3	12.5	25	3	12.0	1		1		1	
40625	みやこ町				0	0	0	0			23	22	220	59	26.8	5	3	26	6	23.1	15	1	6.7	16	1	6.3	1		1		1	
40642	吉富町	40.0	2034年3月		0	0	0	0			25	22	257	81	31.5	6	4	30	8	26.7	17	2	11.8	18	2	11.1	2	2024年9月1日	2	2024年9月1日	2	2024年9月1日
40646	上毛町	40.0	2034年3月		19	12	144	25	17.4	法律、政令、条例に基づく審議会等の女性の登用状況	14	9	114	20	17.5	6	3	30	5	16.7	12	0	0.0	13	0	0.0	1		1		1	
40647	築上町	40.0	2028年3月		43	38	391	120	30.7	地方自治法第202条の3に基づく機関	42	37	389	119	30.6	6	5	30	5	16.7	18	4	22.2	19	4	21.1	1		1		1	

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の 範囲				問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況					(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)			(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)			
			目 標 値 (%)	目 標 年 度	審 議 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女性 比 率 (%)		審 議 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委員 数	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委員 数	女性 比 率 (%)			
														8	8	593	176	29.7	9	0	27	0	0.0						
		北九州市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		福岡市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		大牟田市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		久留米市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		直方市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		飯塚市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		田川市												1	1	120	33	27.5	0	0	0	0	0.0						
		柳川市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		八女市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		筑後市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		大川市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		行橋市												1	1	97	29	29.9	0	0	0	0	0.0						
		豊前市												1	1	50	15	30.0	0	0	0	0	0.0						
		中間市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		小郡市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		筑紫野市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		春日市												0	0	0	0	0.0	1	0	3	0	0.0						
		大野城市												0	0	0	0	0.0	1	0	3	0	0.0						
		宗像市												1	1	133	36	27.1	0	0	0	0	0.0						
		太宰府市												1	1	10	2	20.0	1	0	3	0	0.0						
		古賀市												0	0	0	0	0.0	1	0	3	0	0.0						
		福津市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		うきは市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		宮若市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		嘉麻市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		朝倉市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		みやま市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		糸島市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		那珂川市												0	0	0	0	0.0	1	0	3	0	0.0						
		宇美町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		篠栗町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		志免町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		須恵町												0	0	0	0	0.0	1	0	3	0	0.0						
		新宮町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		久山町												0	0	0	0	0.0											
		粕屋町												0	0	0	0	0.0	1	0	3	0	0.0						
		芦屋町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		水巻町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		岡垣町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		遠賀町												1	1	72	27	37.5	0	0	0	0	0.0						
		小竹町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		鞍手町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		桂川町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の 範囲				問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況					(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)			(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)			
			目 標 値 (%)	目 標 年 度	審 議 会 等 数	うち 女性 委員 を含む 数	総 委 員 数	うち 女性 委員 等 数	女性 比 率 (%)		審 議 会 等 数	うち 女性 委員 を含む 数	総 委 員 数	うち 女性 委員 等 数	女性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち 女性 委員 を含む 数	総 委 員 数	うち 女性 委員 等 数	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女性 委員 数	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女性 委員 数	女性 比 率 (%)			
		筑前町												1	1	15	5	33.3	1	0	3	0	0.0						
		東峰村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		大刀洗町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		大木町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		広川町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		香春町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		添田町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		糸田町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		川崎町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		大任町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		赤村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		福智町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		苅田町												1	1	96	29	30.2	1	0	3	0	0.0						
		みやこ町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		吉富町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		上毛町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		築上町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						

調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況																		問11-2 職務上の地位別職員在職状況										問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部署への配置状況						問11-5									
			うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						調査時点コード	女性数	女性比率(%)	うち管理職数		調査時点コード	その他															
			管理職総数	うち管理職数	女性比率	うち一般行政職		部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職		次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職		課長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職		係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職																						
						管理職総数	うち女性性職管数				女性比率(%)	うち一般行政職				女性比率(%)	うち一般行政職				女性比率(%)	うち一般行政職				女性比率(%)				うち一般行政職	女性比率(%)			うち一般行政職	女性比率(%)													
																																				管理職総数	うち女性性職管数	女性比率(%)	うち一般行政職	女性比率(%)	うち一般行政職	女性比率(%)	うち一般行政職	女性比率(%)				
																																													管理職総数	うち女性性職管数	女性比率(%)	うち一般行政職
			3,404	617	18.1	2,965	546	18.4	590	92	15.6	520	85	16.3	69	8	11.6	63	8	12.7	2,745	517	18.8	2,382	453	19.0	1,262	363	28.8	1,048	263	25.1	7,118	2,119	29.8	5,682	1,637	28.8			363	50	13.8	77	8	10.4		
40	100	北九州市	665	114	17.1	600	108	18.0	158	24	15.2	145	23	15.9	0	0	0.0	0	0	0.0	507	90	17.8	455	85	18.7	0	0	0.0	0	0	0.0	1,481	367	24.8	1,257	289	23.0	1		30	3	10.0	5	0	0.0	1	
40	130	福岡市	731	142	19.4	594	120	20.2	179	31	17.3	149	27	18.1	0	0	0.0	0	0	0.0	552	111	20.1	445	93	20.9	0	0	0.0	0	0	0.0	1,996	580	29.1	1,553	486	31.3	2	2024年5月1日	30	7	23.3	5	1	20.0	2	2024年5月1日
40	202	大牟田市	103	13	12.6	89	11	12.4	12	1	8.3	10	1	10.0	20	3	15.0	18	3	16.7	71	9	12.7	61	7	11.5	21	5	23.8	13	4	30.8	234	69	29.5	156	56	35.9	1		7	1	14.3	2	0	0.0	1	
40	203	久留米市	259	47	18.1	245	41	16.7	30	5	16.7	29	4	13.8	43	5	11.6	40	5	12.5	186	37	19.9	176	32	18.2	267	74	27.7	245	58	23.7	400	141	35.3	341	99	29.0	1		11	1	9.1	3	0	0.0	2	2024年5月1日
40	204	直方市	43	5	11.6	38	5	13.2	7	0	0.0	6	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	36	5	13.9	32	5	15.6	0	0	0.0	0	0	0.0	95	16	16.8	84	16	19.0	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
40	205	飯塚市	80	9	11.3	75	9	12.0	10	2	20.0	10	2	20.0	6	0	0.0	5	0	0.0	64	7	10.9	60	7	11.7	66	25	37.9	54	16	29.6	165	54	32.7	145	42	29.0	1		8	1	12.5	1	0	0.0	1	
40	206	田川市	43	5	11.6	40	5	12.5	8	1	12.5	7	1	14.3	0	0	0.0	0	0	0.0	35	4	11.4	33	4	12.1	46	8	17.4	35	5	14.3	84	23	27.4	59	12	20.3	1		6	0	0.0	1	0	0.0	1	
40	207	柳川市	53	6	11.3	43	5	11.6	9	1	11.1	7	1	14.3	0	0	0.0	0	0	0.0	44	5	11.4	36	4	11.1	51	5	9.8	43	4	9.3	80	19	23.8	58	14	24.1	1		2	0	0.0	0	0	0.0	1	
40	210	八女市	47	12	25.5	42	12	28.6	8	2	25.0	5	2	40.0	0	0	0.0	0	0	0.0	39	10	25.6	37	10	27.0	81	26	32.1	64	16	25.0	114	46	40.4	81	25	30.9	1		7	1	14.3	1	0	0.0	1	
40	211	筑後市	39	10	25.6	33	9	27.3	7	3	42.9	6	3	50.0	0	0	0.0	0	0	0.0	32	7	21.9	27	6	22.2	9	1	11.1	8	1	12.5	67	22	32.8	51	18	35.3	1		4	1	25.0	1	0	0.0	1	
40	212	大川市	27	3	11.1	24	2	8.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	27	3	11.1	24	2	8.3	33	7	21.2	30	7	23.3	32	8	25.0	29	7	24.1	1		4	0	0.0	2	0	0.0	1	
40	213	行橋市	60	7	11.7	41	5	12.2	11	1	9.1	8	1	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	49	6	12.2	33	4	12.1	10	0	0.0	4	0	0.0	99	16	16.2	66	12	18.2	1		4	2	50.0	2	1	50.0	1	
40	214	豊前市	22	3	13.6	19	3	15.8	4	1	25.0	4	1	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	18	2	11.1	15	2	13.3	12	2	16.7	11	1	9.1	61	20	32.8	52	16	30.8	1		3	0	0.0	0	0	0.0	1	
40	215	中間市	51	4	7.8	41	4	9.8	12	1	8.3	10	1	10.0	0	0	0.0	0	0	0.0	39	3	7.7	31	3	9.7	21	3	14.3	14	2	14.3	74	18	24.3	52	12	23.1	1		6	2	33.3	1	0	0.0	1	
40	216	小郡市	47	12	25.5	44	10	22.7	7	1	14.3	7	1	14.3	0	0	0.0	0	0	0.0	40	11	27.5	37	9	24.3	10	5	50.0	8	4	50.0	78	23	29.5	69	15	21.7	1		5	1	20.0	1	0	0.0	1	
40	217	筑紫野市	51	14	27.5	42	9	21.4	9	2	22.2	9	2	22.2	0	0	0.0	0	0	0.0	42	12	28.6	33	7	21.2	3	3	100.0	0	0	0.0	74	17	23.0	60	10	16.7	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1	
40	218	春日市	51	15	29.4	46	13	28.3	10	2	20.0	10	2	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	41	13	31.7	36	11	30.6	37	11	29.7	33	9	27.3	40	14	35.0	36	12	33.3	1		10	1	10.0	2	0	0.0	1	
40	219	大野城市	65	12	18.5	65	12	18.5	12	0	0.0	12	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	53	12	22.6	53	12	22.6	0	0	0.0	0	0	0.0	101	24	23.8	0	0	0.0	1		10	1	10.0	2	0	0.0	1	
40	220	宗像市	74	14	18.9	62	12	19.4	19	3	15.8	16	2	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	55	11	20.0	46	10	21.7	29	17	58.6	25	16	64.0	91	22	24.2	74	19	25.7	1		8	1	12.5	2	0	0.0	1	
40	221	太宰府市	51	8	15.7	28	11	39.3	12	1	8.3	9	1	11.1	0	0	0.0	0	0	0.0	39	7	17.9	19	10	52.6	88	31	35.2	62	12	19.4	24	14	58.3	19	10	52.6	1		8	0	0.0	3	0	0.0	1	
40	223	古賀市	38	8	21.1	38	8	21.1	6	1	16.7	6	1	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	32	7	21.9	32	7	21.9	2	0	0.0	2	0	0.0	80	40	50.0	79	39	49.4	1		6	2	33.3	1	1	100.0	1	
40	224	福津市	48	9	18.8	46	9	19.6	13	3	23.1	13	3	23.1	0	0	0.0	0	0	0.0	35	6	17.1	33	6	18.2	15	8	53.3	13	6	46.2	116	59	50.9	95	42	44.2			5	1	20.0	1	0	0.0	1	
40	225	うきは市	21	5	23.8	21	5	23.8	1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	20	5	25.0	20	5	25.0	1	0	0.0	1	0	0.0	52	22	42.3	52	22	42.3	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
40	226	宮若市	27	4	14.8	24	3	12.5	3	1	33.3	3	1	33.3	0	0	0.0	0	0	0.0	24	3	12.5	21	2	9.5	19	2	10.5	15	2	13.3	44	5	11.4	36	11	30.6	1		0	0	0.0	0	0	0.0	1	
40	227	嘉麻市	41	11	26.8	39	10	25.6	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	41	11	26.8	39	10	25.6	40	11	27.5	38	11	28.9	66	26	39.4	56	19	33.9	1		6	1	16.7	1	0	0.0	1	
40	228	朝倉市	52	12	23.1	42	8	19.0	8	1	12.5	8	1	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	44	11	25.0	34	7	20.6	5	1	20.0	4	1	25.0	111	32	28.8	91	16	17.6	1		9	1	11.1	1	0	0.0	1	
40	229	みやま市	38	8	21.1	33	8																																									

都 市				市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																		
道 区	府 町	区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。			問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。				問12-2 問1で1.を選択した場合、取得可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の範囲について減額の規定はあるか。		問12-6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)					
						問12-1	問12-2	問12-3	問12-4													
県	村	町	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他 具体 例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
40	207	柳川市	1	柳川市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨)第1条 この訓令は、職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍の上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関する、旧姓を使用する職員と実在する職員との同一性を確保するとともに、使用する旧姓を対外的に明らかにするための措置その他必要な事項を定めるものとする。	柳川市議会	1	3	1	柳川市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1						
40	210	八女市	1	八女市職員の旧姓使用取扱要項 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなくかつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等で、別表第1の基準に該当するものとし、別表第2の基準に該当する文書等については、使用を認めないものとする。	八女市議会	1	3	1	八女市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を附け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		八女市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 (議員報酬の不支給等) 第3条 議員が任期中の連続する2回の定例会及び当該2回の定例会の間に開かれる会議等の全てを欠席したときは、当該議員には、当該2回目の定例会の閉会日の属する月の翌月以後の議員報酬は、支給しない。ただし、公務上の災害等、結核性疾患その他これらに類するものとして議長が認める理由による欠席については、この限りでない。 2 前項の規定により議員報酬を支給しないこととされた議員が会議等に出席したときは、当該出席した日の属する月以後の議員報酬は、支給する。	1	1	1	1	1	1				
40	211	筑後市	1	筑後市職員の旧姓使用取扱要綱 (目的) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた職員が、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関する必要な事項を定めることを目的とする。 (適用職員) 第2条 この要綱は、一般職に属する職員に適用する。ただし、臨時的に任用される職員を除く。 (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなくかつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等で、別表第1に掲げる基準のいずれかに該当するものとし、別表第2に掲げる基準のいずれかに該当する文書等については使用を認めないものとする。 (旧姓使用の承認申請) 第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、任命権者の承認を受けなければならない。 2 旧姓使用承認申請書を受理した任命権者は、氏名変更届とともに、市長に合議するものとする。 (承認の通知) 第5条 任命権者が旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。 (中止届) 第6条 旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経て任命権者に提出しなければならない。 (他の部局へ異動した者の取扱い) 第7条 旧姓の使用の承認を受けた職員で他の部局に異動した後も引き続き旧姓を使用するものは、旧姓使用者異動届(様式第4号)を任命権者に提出しなければならない。 2 前項の旧姓使用者異動届は、旧姓使用の承認を受けていたことを証する書類の写しを添え、所属長を経て提出するものとする。この場合においては、第4条第1項及び第5条の規定は適用しない。 (義務) 第8条 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、市民、他の職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 (委任) 第9条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、市長公室長が別に定める。 附 則 この告示は、平成13年10月1日から施行する。 附 則(平成15年3月28日告示第34号) この告示は、平成15年4月1日から施行する。 附 則(平成16年3月25日告示第38号) この告示は、平成16年4月1日から施行する。 別表第1(旧姓を使用することができる文書等) 基準 例 1 専ら組織内部で使用され、職員の同一性の確認が容易にできるもの 事務引継書、回覧用紙、起案文書、決裁に係る押印、業務日誌 2 職員の権利、義務に係るもの等であるが、組織内部の関係にとどまるもので、職員の同一性の確認が容易にできるもの 1 休暇届、出張命令書、復命書、育児休業承認申請書、週休日の振替指定簿、時間外勤務命令書、職務免除申請書の名簿、営利企業従事許可申請書 2 財務会計帳票及び証拠書類のうち専ら組織内部で使用する文書(請求行為に係るもの及び委任事務に係る受任者の決裁を除く。) 3 対外的なものであるが、氏名の記載にとどまるもの等、特別な法律関係を生じさせるおそれのないもの 職員録、職員配置表、事務分担表、名札、名刺 別表第2(旧姓を使用することができない文書) 基準 例 1 公務員の身分関係に係わるもの 辞令書、履歴書、宣誓書、辞職届、異動等の申告書、専任許可、休職関係文書、病気休暇関係文書、法令等に基づく身分証明書(旧姓を併記することができる。) 2 職員の権利、義務に係るもの等で特別な法律関係を生じさせるおそれのあるもの 1 給与明細書、源泉徴収票、諸手当届、(認定申請書)、共济組合に係る文書、公務災害に係る文書、各種研修関係文書、各種健康診断関係文書 2 財務会計帳票及び証拠書類及び委任事務に係る受任者の決裁(例 旅費請求書、資金前渡職員氏名等) 3 公権力の行使に係るもの 1 許認可、立入検査、徴収等法令等に基づく行政処分に係る文書(例 差押調書等) 2 その他職員の身分に基づいて行う体系的な行政行為に係る文書	筑後市議会	1	3	1	筑後市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1					
40	212	大川市	1	大川市職員旧姓使用取扱要綱 (使用及び範囲) 第3条 任命権者は、別表第1に掲げる文書等に記載された職員の氏名について、当該職員から旧姓使用の申請があったときは、旧姓の使用を認めるものとする。	大川市議会	1	3	1	大川市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できない時は、出産予定日の8週間(多児妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日時8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1						
40	213	行橋市	1	行橋市職員旧姓使用取扱要綱(内規) (目的) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた職員 が改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関する必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱は、市長部局に勤務する一般職に属する職員に適用する。 (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなくかつ職務遂行上支障がないと認められる文書等で、別表第1に掲げる基準の1から3までのいずれかに該当するものとし、別表第2に掲げる基準の1から3までのいずれかに該当する文書等については使用を認めないものとする。	行橋市議会	1	2	1	行橋市議会会議規則 第1章 会議 第1節 総則 (欠席の届出)第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1					

都 市						市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													
道 区	府 町	区	間11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。			間12-1	間12-2	間12-3	間12-4	間12-5		間12-6	間12-7						
						議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	間1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	間1で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	間1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	間5で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)								
県 村	町	村	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定はない。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他 員 体 例		配偶者の 出産	育 児	家族の 看護	家族の 介護	疾 病	その他	
			40	214		豊前市	4		豊前市議会	1	2	1		2			1	1	1
			1	第3条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなくかつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等、別表第1に掲げる基準の1から3までのいずれかに該当するものとし、別表第2に掲げる基準の1から3までのいずれかに該当する文書等については使用を認めないものとする。	中間市議会	1	2	1		2			1	1	1	1	1	1	1
			1	第2条 職員は、市長の承認を受けて、法律及び条例等(以下「法令」という。)の規定に違反するおそれのない専ら職員間で使用する文書等であって、職務遂行上又は事務処理上誤解又は混乱の生ずるおそれのないものに限り、旧姓を使用することができる。	小都市議会	1	2	1		1			1	1	1	1	1		
			1	筑紫野市職員の旧姓使用に関する取扱要領 第1条 この要領は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員について、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を市の文書等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	筑紫野市議会	1	2	1		1			1	1	1	1	1	1	1
			1	春日市職員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員について、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を市の文書等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	春日市議会	1	2	1		2			1	1	1	1	1	1	1
			1	大野城市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれなくかつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、概ね次に掲げる基準に該当するものとする。 (1) 専ら組織内部で使用される文書等で、かつ、容易に当該旧姓を使用する職員の同一性を確認できるもの (2) 職員の権利義務に係る文書等で、容易に当該旧姓を使用する職員の同一性を確認でき、旧姓の使用を原因とする係争のおそれがないもの (3) 対外的に使用されることがあるが、単に氏名の記載にとどまるもの等、特別な法律関係を生じさせるおそれのないもの 2 次に掲げる基準に該当する文書等には、旧姓を使用することができない。 (1) 職員の身分関係に関わる文書等で、法令等に抵触があるもの又は法令等に基づく事務処理等に与える影響の大きいもの (2) 職員の権利義務関係に関わる文書等で、法令等に抵触があるもの又は法令等に基づく事務処理等に与える影響の大きいもの (3) 公権力の行使に係るもの等、対外的に大きな影響を与えるおそれがあるもの 3 前2項に掲げるいずれの基準にも該当しないと考えられる文書等については、職務遂行上、又は事務処理上の影響等を考慮し、市長が旧姓使用の可否を決定する。	大野城市議会	1	2	1		2			1	1	1	1	1	1	1
			2		宗像市議会	1	2	1		2			1	1	1	1	1	1	1
			1	太宰府市職員の旧姓使用に関する要綱 第2条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により速やかに所属長を経て市長に申請しなければならない。 2 市長は、旧姓使用の承認をしたときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。	太宰府市議会	1	2	1		2			1	1	1	1	1	1	1
			2		古賀市議会	1	2	1		2			1	1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																
					問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1〜4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)										
福岡県	福岡市	東区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。		議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他 具体 例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
40	224	福岡市	1	福岡市職員旧姓使用取り扱い規定第3条 (旧姓使用の届出) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用届(様式第1号)により、所属長を経て市長に届け出るものとする。 2 市長は、前項の届出を受理したときは、旧姓を使用することを認めるものとする。	福岡市議会	1	2	1		福岡市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	1
40	225	うきは市	1	うきは市職員の旧姓等使用に関する要綱 第1条 この訓令は、職員が戸籍上の氏名以外の氏名を職場において使用することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。 第2条 この訓令は、一般職に属する職員に適用する。 2 この訓令において、旧姓等とは、旧姓(婚姻、養子縁組その他の事由によって、戸籍上の氏を改める前の氏をいう。)及び通称(性同一性障害等を有する職員が使用を希望する戸籍とは異なる氏名及び自己共に認め一般に適用し、その使用にあたって当該職員の同一性の確認等の面から支障がないと認められる氏名)をいう。	うきは市議会	1	3	1		うきは市議会 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届けなければならない。	2				1	1	1	1	1		
40	226	宮若市	2		宮若市市議会	1	2	1		宮若市市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1		
40	227	嘉麻市	1	嘉麻市職員の旧姓使用に関する規程 (旧姓使用承認)第2条 職員は、婚姻(離婚を含む。)若しくは養子縁組等により戸籍上の氏を改め、又は元の氏に復する場合において、業務に関して引き続き改氏前の氏(元の氏を含む。以下「旧姓」という。)を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、所属長及び人事秘書課長を経由して、任命権者の承認を得なければならない。	嘉麻市議会		4								4	4	4	4	4	4	4
40	228	朝倉市	1	朝倉市職員の旧姓使用に関する要綱 第3条第1項 旧姓を使用することができる文章等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれなくかつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、おおむね別表第11に掲げる基準に該当するものとする。	朝倉市議会	1	2	1		朝倉市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	1
40	229	みやま市	4		みやま市議会	1	3	1		みやま市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにしてあらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第91条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにしてあらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1		
40	230	糸島市	1	糸島市職員の旧姓使用に関する規程 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれなくかつ、職務遂行上又は事務処理上支障がない文書等とし、おおむね次に掲げる基準に該当するものとする。 (1) 専ら市の内部で使用する文書等で、容易に当該旧姓を使用する職員の同一性を確認できるもの (2) 職員の権利義務に係る文書等で、容易に当該旧姓を使用する職員の同一性を確認でき、旧姓の使用を原因とする係争のおそれがないもの (3) 対外的に使用されることがあるが、単に氏名の記載にとどまる文書等で、特別な法律関係を生じさせるおそれがないもの 2 次に掲げる基準に該当する文書等は、旧姓を使用することができない。 (1) 職員の身分関係に係る文書等で、法令等に根拠があるもの又は法令等に基づく事務処理等に支障があるもの (2) 職員の権利義務に係る文書等で、法令等に根拠があるもの又は法令等に基づく事務処理等に支障があるもの (3) 公権力の行使に係る文書等で、対外的な事務処理等に支障があるもの 3 前2項に掲げるいずれの基準にも該当しない文書等については、職務遂行上又は事務処理上の支障を考慮し、任命権者が旧姓使用の可否を決定する。	糸島市議会	1	2	1		糸島市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		糸島市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例 (議員報酬の減額等) 第3条の2 議員が連続する2回の定例会の会議全てを欠ける事由以外の事由により欠席したときは、当該2回目の定例会の閉会日の属する月の翌月以降の当該議員の議員報酬の月額は、前2条の規定にかかわらず、これらの条に定める議員報酬の月額に100分の50を乗じて得た額とする。 (1) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成22年糸島市条例第43号)第3条第2項の規定により議長が公務又は通勤により生じたものであると認定した災害 (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者である場合 (3) 女性の議員が出席し、当該出産から引き続き定例会の会議に出席せず、当該出産した子の育児をする場合 2 議員が前項の規定の適用を受けている場合において、当該議員が連続する4回の定例会の会議全てを同項各号に掲げる事由以外の事由により欠席したときは、前2条の規定にかかわらず、当該議員には、当該4回目の定例会の閉会日の属する月の翌月以降の議員報酬は支給しない。 3 議員が連続する4回の定例会の会議全てを第1項各号に掲げる事由により欠席したときは、当該4回目の定例会の閉会日の属する月の翌月以降の当該議員の議員報酬の月額は、前2条の規定にかかわらず、これらの条に定める議員報酬の月額に100分の50を乗じて得た額とする。 4 議員が前項の規定の適用を受けている場合において、当該議員が連続する8回の定例会の会議全てを第1項各号に掲げる事由により欠席したときは、前2条の規定にかかわらず、当該議員には、当該8回目の定例会の閉会日の属する月の翌月以降の議員報酬は支給しない。 5 前各項の規定により議員報酬を減額すること若しくは支給しないこととされた議員が定例会の会議に出席したとき又は第1項若しくは第2項の規定により議員報酬を減額すること若しくは支給しないこととされた議員が第1項各号に掲げる事由により定例会の会議を欠席したときは、当該出席日又は欠席日の属する月の翌月から前2条の規定による議員報酬を支給する。	1	1	1	1	1	1		

都	市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査				
問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。				
問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。				
問12-2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。				
問12-3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。				
問12-4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。				
問12-5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の範囲について減額の規定はあるか。				
問12-6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。				
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)				
道 区	府 町	県 村	コ コ	イ イ
ド	ド	名		
40	341	宇美町	3	
40	342	篠栗町	1	
40	343	志免町	1	
40	344	須恵町	2	
40	345	新宮町	1	

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																				
問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。			問12-2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)										
道 区	府 町	区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。																	
県 村	町	町	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他 具体 例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
コ 村	村	村																		
コ 村	村	村																		
ド 名	名	名																		
40348	久山町					1	2	1	久山町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席を提出することができる。	2				1			1	1	1	
40349	粕屋町	1	粕屋町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、法令及び条例等の規定に反するおそれのない専ら組織内部で使用している文書、輕易な文書等(以下「文書等」という。)で職務遂行上又は事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。 2 前項の旧姓を使用することができる文書等とは、別表に掲げるものとする。ただし、別表に掲げる文書等については、従来の電算システムで対応できない文書等を除き、適宜氏名欄に戸籍上の氏を併記するものとする。 3 旧姓を使用する職員は、前2項に定める文書等の押印にも旧姓を使用することができる。 (1)名札、名刺 (2)職場での呼称 (3)職員録、座席表、電話番号表等 (4)事務分掌表、引継書 (5)出勤簿 (6)年次有給休暇カード (7)時間外勤務命令簿 (8)出張命令簿 (9)職務専念義務免除申請書 (10)復命書 (11)起案書 (12)決裁文書(財務会計帳票を含む。) (13)上記のほか粕屋町服務規程及び粕屋町職員倫理規程(運用指針を含む。)で規定されている届出等(ただし、給与及び共済組合に係るものを除く。) (14)異動内申書等 (15)手当(児童手当を除く。)に係る届、認定簿等 (16)懲戒処分書及び懲戒処分説明書(戸籍上の氏名を併記) (17)町職員互助会に係る文書 (18)前各号に掲げるもののほか、法令等に基づかない文書等で町長が認めるもの	粕屋町議会	1	2	1	粕屋町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1	1		
40381	芦屋町	3				1	2	1	芦屋町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1	2	
40382	水巻町	2				1	2	1	水巻町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	水巻町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第4条 議員が自己都合、疾病等により、議会の会議等を長期間欠席した場合における議員報酬は、その職に応じた議員報酬に、議会の定例会を欠席した日から議会の定例会に出席した日の属する月の前月末日までの期間(以下「欠席期間」という。))に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 欠席期間 割合 180日を超え365日以下であるとき 100分の90 365日を超えるとき 100分の80 2 前項の規定は、欠席期間が180日又は365日を超える日の属する月の翌月から議会の定例会に出席した日の属する月の前月まで(以下「減額月」という。))の議員報酬の月額について適用する。この場合において、議員資格を失う等減額月に受けるべき議員報酬がないときは、この限りでない。 (適用除外) 第5条 議員が各号のいずれかの事由で欠席した場合は、前条の規定は適用しない。 (1) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年条例第3号)第3条第2項の規定により議長が公務又は通勤により生じたものであると認定した災害 (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条の規定による就業制限 (3) 災害その他個人の責めによらない事故等の場合で、議長が公務上の災害に準じると認めるもの	1	1	1	1	1	1	1		
40383	岡垣町	1	岡垣町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が、婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた場合、改正前の氏(以下「旧姓」という。))を職場において使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	岡垣町議会	1	2	1	岡垣町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	2					
40384	遠賀町	4				1	2	1	遠賀町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1		
40401	小竹町	2				1	2	1	小竹町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1		
40402	鞍手町	4				1	2	1	鞍手町議会会議規則 第1条第2号 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1		

都道府県	市区町村	氏名			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査																
					問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1.を選択した場合、取得すること可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 2. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)									
県	市	区	町	村	氏名		議 会 名														
40	421	桂川町	1		桂川町職員の旧姓使用取扱要綱 令和3年11月1日要綱第26号 (目的) 第1条 この要綱は、婚姻又はその他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員について、引き続き改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する一般職に属する職員に適用する。 (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、かつ職務遂行上支障がないと認められるもので、別表第1に掲げるものとする。 2 旧姓を使用することができない文書等は、次の各号のいずれかに該当するもので、別表第2に掲げるものとする。 (1) 職員の身分又は権利・義務に係るもので、特別な法律関係を生じさせるおそれのあるもの (2) 公権力の行使に係るもの (承認申請) 第4条 職員は、文書等に旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、所属長及び総務課長を経て、任命権者の承認を受けなければならない。 (承認通知) 第5条 任命権者は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、総務課長及び所属長を経て、当該職員に通知するものとする。 (使用中止届) 第6条 前条の規定により承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を、所属長及び総務課長を経て、任命権者に提出しなければならない。 (責務) 第7条 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、町民及び他の職員等に無用な誤解や混乱が生じることがないように努めなければならない。 (その他) 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。 附 則 この要綱は、令和3年11月1日から施行する。 別表第1(第3条関係) 旧姓を使用することができる文書等 基準 例 法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められるもの 起案文書、出勤簿、休暇等届、時間外勤務命令簿、育児休業関係文書、職員配置表、名刺、職員証(※)、町財務規則等に定める財務会計帳票及び証拠書類、異動内示書その他町長が認めるもの(※) ※については、戸籍上の氏を併記することができる 別表第2(第3条関係) 旧姓を使用することができない文書等 基準 例 (1) 職員の身分又は権利・義務に係るもので、特別な法律関係を生じさせるおそれのあるもの 辞令書、履歴書、宣誓書、退職届、休職関係文書、給与関係文書、請手当届、源泉徴収票、年末調整関係文書、共済組合関係文書、法令等に基づく身分証明書その他町長が認めるもの(※) (2) 公権力の行使に係るもの 許認可、立入検査、徴税等法令等に基づく行政処分に係る文書、その他職員の身分に基づいて行う対外的な行政行為に係る文書 ※については、旧姓を併記することができる	桂川町議会	1	2	1	桂川町議会会議規則 昭和62年6月23日議会規則第1号 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	4	1	
40	447	筑前町	1		筑前町職員の旧姓使用に関する要綱 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触する恐れがなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、概ね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。 2 別表第2に掲げる基準に該当する文書等には、旧姓を使用することができない。	筑前町議会		1	3	1	第2条第2項 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後10週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1		
40	448	東峰村	4			東峰村議会		2							2	2	2	2	2		
40	503	大刀洗町	4			大刀洗町議会		1	2	1	第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにしてあらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4	
40	522	大木町	1		大木町職員旧姓使用取扱要綱 (目的) 第1条 この要綱は、大木町職員(以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き従前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)をしようすること(以下「旧姓使用」という。))の手続に関し必要な事項を定めることを目的とする。	大木町議会		1	2	1	大木町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1		
40	544	広川町	1		広川町職員の旧姓使用取扱要綱			1	2	1	広川町議会会議規則	2			1	1	1	1	1		
40	601	香春町	1		香春町職員の旧姓氏名に関する要綱	香春町議会		1	2	2		2			1	1	1	1	1		
40	602	添田町	1		添田町職員の旧姓使用に関する要綱 (建旨) 第1条 この訓令は、婚姻、養子縁組その他の自由により、戸籍上の氏を改めた職員について、改正前の氏(以下「旧姓」という。)を町の文書等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この訓令は、一般職に属する職員に適用する。ただし、臨時的に任用された職員を除く。 (旧姓を使用することができる文書) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触する恐れがなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、概ね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。 2 別表第2に掲げる基準に該当する文書等には、旧姓を使用することができない。 (承認申請) 第4条 職員は、文書等に旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、任命権者に申請し、その承認を受けなければならない。 2 前項の申請書は、所属長を経て総務課長に提出するものとする。 (承認の通知) 第5条 任命権者が旧姓の使用を承認したときは、総務課長は、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。	添田町議会		1	2	1	添田町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	4		
40	604	糸田町	1		糸田町職員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員について、改正前の氏(以下「旧姓」という。)を町の文書等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	糸田町議会		1	2	1	糸田町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間をあきらかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	

都 市					市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													
道	区	府 町	区			間12－1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	間12－2 間1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	間12－3 間1で1.を選択した場合、出産に係る産前後期間の明記はあるか。	間12－4 間3で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	間12－5 間1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	間12－6 間5で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	間12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)						
県	村	町	村		議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定はない。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他 具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
40	605	川崎町	4		川崎町議会	1	2	1	川崎町議会会議規則 (欠席の届出)第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
40	608	大任町	2		大任町議会	2						4	4	4	4	2	2	
40	609	赤村	4		赤村議会	1	2	1	第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1		
40	610	福智町	1	福智町職員の旧姓使用に関する要綱 平成29年4月24日 要綱第19号 改正 令和2年3月19日要綱第21号 令和5年3月10日要綱第11号 (趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員について、改正前の氏(以下「旧姓」という。)を町の文書等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	福智町議会	1	2	1	福智町議会会議規則第2条の2 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (平27議会規則1・令3議会規則1一部改正)	2		1	1	1	1	1	1	
40	621	苅田町	1	苅田町職員の旧姓使用に関する規程 第3条 職員は、文書等に旧姓を使用するときは、旧姓使用申請書を所属長を経て町長に提出し、その承認を受けなければならない。	苅田町議会	1	3	1	苅田町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
40	625	みやこ町	4		みやこ町議会	1	2	1	みやこ町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
40	642	吉富町	4		吉富町議会	1	2	1	吉富町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	吉富町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 (議員報酬の減額) 第3条 議員が長期にわたって議員活動をしないうちにおける議員報酬の額は、当該議員が受けるべき議員報酬の額に、次の表に掲げる議員活動をしないうちの期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。 議員活動をしないうちの期間 割合 90日を超え180日以下であるとき 100分の80 180日を超え365日以下であるとき 100分の70 365日を超えるとき 100分の50 2 前項の議員活動をしないうちの期間は、当該議員又は当該議員の代理人による前条第1項の規定による届出が、議長によって受理された日から起算する。 3 第1項の規定は、議員活動をしないうちの期間が90日、180日又は365日を超えた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)以降から前条第2項に規定する届出を議長が受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)まで適用する。 (期末手当の減額) 第4条 6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)の前6か月以内の期間において、前条に規定する議員報酬を減額支給された月がある場合の期末手当の額は、前条第1項に規定する減額をする前の報酬の額によって計算した期末手当の額に同条第1項の表に掲げる議員活動をしないうちの期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。 2 基準日の前6か月以内の期間において、前条第1項の表の議員活動をしないうちの期間の区分に応じた割合が異なる場合は、当該割合のうち、いずれか低い割合を適用する。	1	1	1	1	1		
40	646	上毛町	4		上毛町議会	1	2	1	上毛町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
40	647	築上町	4		築上町議会	1	2	1	築上町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1

調査時点 議会関係は2024年7月1日（その他2024年4月1日）

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割						
道	区	府	町	市	問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12-12 問12-11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するものを以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
					1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1 ・ ハ ラ ス メ ン ト 防 止 に 関 する 規 定	2 ・ ハ ラ ス メ ン ト に 関 する 議 員 向 け 相 談 窓 口 を 設 置 し て い る	3 ・ そ 他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っており、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っており、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)			
					0	0	7	3	0	4		20	7	4	6		19			
				0	8	21					9	12	13	10		38				
				0	1	32					31	10	43	1		3				
				60	51									43						
40	100			北九州市	4	2	3					1	1	1	2		乳幼児連れの方などを対象とした防音仕	2		
40				福岡市	4	4	3					3		3	1			3		
40	202			大牟田市	4	4	3					3		3	4			1	大牟田市地域防災計画 災害対策本部の「組織構成及び事務分掌」の項目において次のとおり規定しています。 ・災害ボランティアセンターの総括および連絡調整 ・ボランティア活動に対する相談受付 ・上記の事務分掌の災害予防	
40	203			久留米市	4	4	1			3		1	1	3	2		特になし	1	久留米市地域防災計画 2 女性のための相談 家庭子ども相談課、男女平等政策課及び男女平等推進センターは、災害によって生じたストレスや暴力被害など女性の心身の健康などに対応するため、電話相談や面接相談で対応し、市保健所等と共同で避難所等必要な場所への女性の相談員や保健師の派遣などを実施し、女性のための相談を実施する。 また、女性のための一時保護施設を確保する。	
40	204			直方市	4	4	3					3		3	4		特になし	1	地域防災計画 第2編第8節第3(4)カ 市は、多様な性の視点を踏まえた指定避難所運営を行えるよう、災害発生時の対応力を培った女性リーダー等の育成に努めるものとする。また、男女共同参画の視点から男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。 第5編第4節 災害時によって生じた女性特有の問題について相談に応じるため、次に掲げる措置を講ずるものとする。 市 (防災・地域安全課、子育て・障がい支援課、健康長寿課、教育委員会) 指定避難所等において、女性特有の問題に関する相談を受ける。 県 (男女共同参画推進課、保健福祉環境事務所) 男女共同参画センターは、被災によって生じたストレスなど女性の心身の健康、夫婦・親子関係の問題などに対応するため、電話相談の実施や保健福祉環境事務所等と共同し指定避難所等必要な場所への女性の相談員や保健師の派遣など、女性のための相談を実施する。	

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査																	地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割				
道	区	府	町	区	問12-8	問12-9	問12-10	問12-11				問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	
					議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12-11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。	
県	村	町	コ	コ	村	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1 ・ ハ ー ラ ス メ ン ト 防 止 に 関 する 規 定	2 ・ ハ ー ラ ス メ ン ト に 関 する 議 員 向 け 相 談 窓 口 を 設 置 し て い る	3 ・ そ の 他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
40	205	飯塚市				4	4	3						1	3	1	4	なし	1	飯塚市地域防災計画-資料編-【男女共同参画推進課】飯塚市地域防災計画-本編-【男女共同参画推進センター】 飯塚市地域防災計画-資料編-P117 避難所ケア係より 避難所での性別の違いにかかわる問題、子育て家庭・障がい者・高齢者等が直面する課題等に関する配慮施策の推進に関すること。 避難所運営本部との連携・情報交換によるDV等や暴力行為の兆候の早期発見及び対応に関すること。 避難所で必要とする事案が出た場合に各班へ通報。 飯塚市域防災計画-本編- 予防8-57 風水85-104 震災69-88 復旧復興8より 避難所における男女のニーズ、子育て家庭、DV等の諸対応支援 避難者となる男女のニーズの違いや女性・子育て家庭への配慮を行うため、市と連携し、地域住民や、自主防災組織、事業所の組織等の育成・指導を通じ、女性・子育て家庭を支援する体制づくりを推進する。 市と連携し、避難所における避難者のニーズの把握・調整を行う。 市民からの問い合わせや生活相談に対応するため、状況に応じて、市庁舎等及び男女共同参画推進センターに被災者相談窓口を設置する。 市と連携し、災害によって生じたストレスなどを軽減し、女性特有の問題(心身の健康や夫婦・親子関係の問題等)について、電話相談や避難所等に女性相談員や保健師の派遣などを行う。	
40	206	田川市				4	4	3						3		3	4		2		
40	207	柳川市				4	4	2						2	3	3	4		2		
40	210	八女市				4	4	2						2	2	3	2		2		
40	211	筑後市				4	4	3						1	1	2	1	筑後市議会議員の通称等の使用取扱要綱 (使用の範囲) 第2条 議員は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める通称等を使用することができる。 (1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた場合 当該認定を受けた通称 (2) 常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)に掲げる通用字体(括弧書きが添えられているものについては、括弧の外のものをいう。)又は戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)別表第2に掲げる字体(以下「通用字体」と総称する。)と異なる字体が氏名に用いられている場合 通用字体以外の字体をその対応する通用字体に変更した氏名 (3) 婚姻、養子縁組等の事由により氏に変更があった場合 変更前の氏		1	筑後市地域防災計画 第4節 女性のための相談 市は、避難所等において、女性特有の問題に関する相談を受ける。
40	212	大川市				4	4	3						3		3	2		2		
40	213	行橋市				4	4	1	1					3		3	4		2		
40	214	豊前市				4	4	3						3		3	2		1	豊前市地域防災計画 避難所等において女性特有の問題に関する相談を受ける	
40	215	中間市				4	4	1	1					1	3	3	4		2		
40	216	小郡市				4	4	1			3			1	3	3	4		2		

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割														
道	区	府	町	県	村	コ	コ	イ	イ	ド	ド	名	問12-8	問12-9	問12-10	問12-11				問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1
													議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12-11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に 関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
													1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1 ・ ハ ー ラ ス メ ン ト 防 止 に 関 する 規 定	2 ・ ハ ラ ス メ ン ト に 関 する 議 員 向 け 相 談 窓 口 を 設 置 し て い る	3 ・ そ 他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
40	217				筑紫野市								4	4	2						1	1	3	4		特になし	1	筑紫野市地域防災計画 第7章 第3節 被災者等の生活再建等の支援 第2項 女性のための相談 災害によって生じた女性特有の問題について筑紫野市女性センター等を活用して相談に応じる。 特に避難所等において、女性特有の問題に関する相談を受ける。
40	218				春日市								4	3	2						2	2	2	4			2	
40	219				大野城市								4	4	2						2	3	3	2		特になし	1	大野城市地域防災計画の災害予防計画 ・男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行う。 (1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた場合 当該認定を受けた通称名 (2) 氏名に用いられている漢字のうち常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)に掲げる通用字体(括弧書きが添えられているものについては、括弧の外のものをいう。)又は戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)別表第2に掲げる字体(以下合わせて「通用字体」という。)と異なる字体によって記載されているものがある場合 通用字体以外の字体をその対応する通用字体に変更した氏名 (3) 婚姻、養子縁組等の事由により氏に変更があった場合 氏の変更前の氏 2 前項の規定にかかわらず、議員は、次に掲げる事項については、通称名等を使用することができない。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 辞職願 (3) 議員報酬、費用弁償の支給に関する書類 (4) 源泉徴収票の名義 (5) 叙位及び叙勲の申請 (6) 在職証明書等各種証明書 (7) 市議会議員共済会に関する各種届出書類 (8) 前各号に掲げるもののほか通称等の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの
40	220				宗像市								4	4	2						3		3	4			1	地域防災計画 また、男女共同参画担当部局は、男女共同参画の視点を踏まえた避難所運営の啓発等に努め、男女共同参画センターは、平常時から災害時の男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に配慮した啓発を実施する。防災担当部局と男女共同参画担当部局は連携し、平常時及び災害時における役割について明確化するよう努める。
40	221				太宰府市								4	4	3						3		3	2			2	
40	223				古賀市								4	4	3						1	1	3	1	古賀市議会議員の通称名等の使用取扱要綱 (使用の範囲) 第2条 議員は、次の各号に掲げる場合において、各号に定める通称名等を使用することができる。 (1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた場合 当該認定を受けた通称名 (2) 氏名に用いられている漢字のうち常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)に掲げる通用字体(括弧書きが添えられているものについては、括弧の外のものをいう。)又は戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)別表第2に掲げる字体(以下合わせて「通用字体」という。)と異なる字体によって記載されているものがある場合 通用字体以外の字体をその対応する通用字体に変更した氏名 (3) 婚姻、養子縁組等の事由により氏に変更があった場合 氏の変更前の氏 2 前項の規定にかかわらず、議員は、次に掲げる事項については、通称名等を使用することができない。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 辞職願 (3) 議員報酬、費用弁償の支給に関する書類 (4) 源泉徴収票の名義 (5) 叙位及び叙勲の申請 (6) 在職証明書等各種証明書 (7) 市議会議員共済会に関する各種届出書類 (8) 前各号に掲げるもののほか通称等の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの	特にありません	2	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
			問12－8	問12－9	問12－10	問12－11			問12－12	問12－13	問12－14	問12－15	問12－16	問12－17	問12－18	問13	問13－1
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12－11で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。			問12－12で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1. を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
コ	コ	コ	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1 ハラスメント規定等防止に関する規定	2 ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3 その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っており、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
40	224	福津市	4	4	2					3		3	1	福津市議会議員の通称名等の使用取扱規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、福津市議会議員(以下「議員」という。)が議会において戸籍上の氏名に代えて使用する氏名等(以下「通称名等」という。)(に係る取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。 (使用の範囲) 第2条 議員は次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める通称名等を使用することができる。 (1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた場合 当該認定を受けた通称 (2) 常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)に掲げる通用字体(括弧書きが添えられているものについては、括弧の外のをいう。)又は戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)別表第2に掲げる字体(以下合わせて「通用字体」という。)と異なる字体が氏名に用いられている場合 通用字体以外の字体をその対応する通用字体に変更した氏名 (3) 婚姻、養子縁組等の事由により氏に変更があった場合 氏の変更前の氏 2 前項の規定にかかわらず、議員は次に掲げる事項については、通称名等を使用することはできない。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 各種証明書 (3) 辞職願 (4) 議員報酬、費用弁償及びその他の支給に関する書類 (5) 源泉徴収票の名義 (6) 叙位及び叙位の申請 (7) 全国市議会議員共済会に関する各種届出書類 (8) 前各号に掲げるものの他通称名等の使用により実務上の混乱又は支障を生じるおそれがあると議長が判断するもの。 (通称名等使用の届出) 第3条 議員は、通称名等を使用しようとするときは、通称名等使用届(様式第1号)を議長に提出し、承認を得なければならない。 2 議長は、前項の届出があった場合において、議会の会議における議事整理上、又は議員としての活動上支障がないと認めるときは、通称名等の使用を承認するものとする。 (中止届) 第4条 通称名等を使用している議員が、その使用を中止しようとするときは、通称名等使用中止届(様式第2号)を議長に提出しなければならない。 (報告) 第5条 議長は、通称名等の使用を承認したとき又は通称名等使用中止届を受理したときは、議会運営委員会に報告するものとする。 (責務) 第6条 通称名等を使用する議員は、使用するに当たり、議会活動及びその関連する事務処理に誤解や混乱が生じないよう努めなければならない。 (雑則) 第7条 この訓令に定めるもののほか、通称名等の使用に関し必要な事項は、議長が別に定める。 附 則 (施行期日) この訓令は、令和4年9月1日から施行する。	3		
40	225	うきは市	4	2	2					1	2	2	4		2		
40	226	宮若市	4	4	3					3		3	4		2		
40	227	嘉麻市	4	4	2					1	2	2	4		1	嘉麻市地域防災計画 基本方針 3.「男女共同参画」の視点に基づいた多様な視点からの取組みの推進 男女共同参画の視点に立ち、高齢者、障がい者、子ども、外国人等、様々な視点からの防災対策を考え実効性の高い取組みを推進する。市民、事業者等、多様な主体が相互に連携し、協力して防災の取組みを推進する。	
40	228	朝倉市	4	4	3					1	3	3	4		1	朝倉市地域防災計画 第6編 災害復旧・復興計画 第2章 被災者等の生活再建等の支援 第4節 女性のための相談 男女共同参画センター相談窓口において、避難所等における女性特有の問題に関する相談を受ける。	

都	市	市	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
			問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-11 問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。			問12-12 問12-11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
道	区	府 町	区	町	村	コ	コ	イ	イ	ド	ド	名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																	地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割		
道	区	府	町	区	問12-8	問12-9	問12-10	問12-11			問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1
					議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。			問12-11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
県	村	町	村	村	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1 ハ ー ラ ス メ ン ト 防 止 に 関 する 規 定	2 ハ ラ ス メ ン ト に 関 する 議 員 向 け 相 談 窓 口 を 設 置 し て い る	3 そ の 他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
40	381	芦屋町	4	2	3							3		3	3			2	
40	382	水巻町	4	2	3							3		3	4	なし		2	
40	383	岡垣町	4	4	3							3		3	4			2	
40	384	遠賀町	4	4	1					3	議員向けコンプライアンス啓発冊子を購入、配布	3		3	2			2	
40	401	小竹町	4	4	2							3		3	4			2	
40	402	鞍手町	4	4	2							2	3	2	4			2	
40	421	桂川町	4	4	3							3		3	4			2	
40	447	筑前町	4	2	2							1	2	3	4			1	地域防災計画 第2編 災害応急対応計画 避難計画 第5 1 (3) 第5.1.(3)男女のニーズの違い等双方の視点等に配慮 避難所においては、女性の意見を反映し、運営における女性の参画を推進するとともに…
40	448	東峰村	4	4	3							3	0	3	4			2	
40	503	大刀洗町	4	4	3							3		3	4			2	
40	522	大木町	4	2	2							1	2	1	4			1	大木町地域防災計画 1.避難体制の整備 【総務班、厚生救援部各班】 (8)指定 避難所等の開設・運営体制の整備(マニュアルの作成等) カ 町は、多様な性の視点を踏まえた避難所運営を行えるよう、災害時の対応力を培った女性リーダーの育成に努めるものとする。また、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び 指定 避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。
40	544	広川町	4	4	2							3	0	2	4			2	
40	601	香春町	4	4	2							2	2	2	1	香春町議会議員の通称名の使用に関する規程		2	
40	602	添田町	4	4	3							3		3	4	男女共同参画審議会委員に議会から委員を選出している。		1	添田町地域防災計画 3 指定緊急避難場所・指定避難所の機能の整備 (4) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理・運営体制整備 オ 多様な性の視点を踏まえた避難所運営を行えるよう、災害発生時の対応力を培った女性リーダー等の育成に努める。また、男女共同参画の視点から男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について防災担当部局と連携し、明確化しておくよう努める。
40	604	糸田町	4	4	2							1	3	2	4	特になし。		2	
40	605	川崎町	4	4	3							3		3	4			2	

